

一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会 定款施行細則

第1章 総 則

第1条 この細則は、一般社団法人看護師の特定行為に係る指定研修機関協議会（以下、本会）定款を運用するために必要な事項を定める。

第2章 会 員

（入会手続）

第2条 本会に入会しようとするものは、本会事務局へ入会申込書の提出により仮申込の上、理事会の承認を得て、入会金及び当年度の年会費を納める。

（会員の種類および権利）

第3条 定款第6条に定める正会員、特別会員、賛助会員とする。

正会員には次の権利がある。

- (1) 総会に出席し意見を述べること
- (2) 理事選挙の選挙権及び被選挙権を得ること
- (3) 総会における議決権を行使すること
- (4) 本会が発行する機関紙の配布をうけること
- (5) 特定行為研修ポータルサイトの会員専用コンテンツを利用すること
- (6) 本会が主催する研修会等へ優先的に参加すること

特別会員には次の権利がある。

- (1) 総会に出席できること
- (2) 別途理事会が定めるところにより、本会が発行する機関紙の配布をうけること
- (3) 特定行為研修ポータルサイトの会員専用コンテンツを利用すること
- (4) 本会が主催する研修会等へ参加すること

賛助会員には次の権利がある。

- (1) 本会が発行する機関紙の配布をうけること
- (2) 特定行為研修ポータルサイトの会員専用コンテンツを利用すること

(退会)

第4条 退会しようとするものは、退会届を本会事務局に提出しなければならない。

第3章 会 費

(入会金)

第5条 本会の入会金は、40,000円とする。ただし、正会員のみを対象とする。

(年会費)

第6条 本会の年会費は、次のとおりとする。

- (1)正会員 24,000 円
- (2)特別会員 施設：12,000円 個人：5,000円
- (3)賛助会員（複数口も可）1口50,000円

(会費納入期限)

第7条 会費は、当該年度の12月31日までに納めなければならない。

(会員資格の喪失)

第8条 会費を2年を超えて滞納したときは、滞納が生じた年度から正会員または特別会員の資格を喪失する。

(滞納会費の受入れ)

第9条 滞納会費の納入があったときは、滞納の発生順に充当するものとする。ただし、正会員または特別会員資格喪失後、年会費の納入があった場合は再入会とし、当該再入会年度の会費として受入れる。この場合、入会金の納入を要する。

2. 滞納により停止された期間の機関誌等の配布はうけられない。

第4章 役員を選任

(理事の定数)

第10条 定款第24条、第25条に定める理事を別に定める規定により総会で選任する。

(選挙規定等)

2. 代表理事の選出は、第10条により選任された新理事会により行う。

(監事の選出)

第11条 監事は、本会に関する知識を有す者及び監事の職責を全うし得る知見を有する

者から選出する。

(役員任期)

第12条 定款第 28条による。

第5章 会 議

(理事会の出席者)

第13条 代表理事は、必要あるときは理事以外の者の理事会への出席を求めることができる。ただし、理事以外の者は議決権を有しない。

第6章 委員会

(委員会の設置)

第14条 本会は、各種委員会を設置する。

(委員会内規)

第15条 委員会は、目的、委員構成、業務などを規定した委員会規程を作成し、理事会の承認を得なければならない。

(委員会の構成)

第16条 第14条に定める委員会は、委員長1名および委員若干名で組織する。

2. 委員長は代表理事が理事の中から指名し、理事会の議を得て選任する。

3. 必要に応じて委員の中から副委員長を置くことができる。委員長に事故があるときは副委員長がその任務を担う。

4. 副委員長、委員は委員長が指名し、理事会の議を経て選任する。

附 則

1. この細則は、定款の施行日より施行する。

2. この細則の改廃は、理事会及び社員総会の議決を経なければならない。